

改正

令和8年2月20日告示第42号

吉川市農業者緊急支援金給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、イネカメムシ及び鳥獣の被害並びに高温障害の解決のための対策費等の価格高騰の影響を受けている市内農業経営者に対し、予算の範囲内で吉川市農業者緊急支援金（以下「支援金」という。）を給付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「農業経営者」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 市内の農地で農業を行う者で農作物の販売収入がある個人又は法人
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの

2 この要綱において「経費」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) イネカメムシによる被害の防除のための農薬購入費、イネカメムシによる被害の防除のためにドローン等による農薬散布を委託した経費（令和8年4月1日から同年9月30日までの農薬散布に係る経費に限る。）又は農業経営者が自らドローン等による農薬散布をした場合における燃料費（令和8年4月1日から同年9月30日までの農薬散布に係る燃料費に限る。）のうち市長が認めるもの（以下「イネカメムシ被害対策費」という。）
- (2) 農産物等への被害の低減を図るための野生鳥獣の侵入防止対策又は捕獲に係る経費（以下「鳥獣被害対策費」という。）
- (3) 農産物等への被害の低減を図るための高温障害対策に係る経費（以下「高温障害対策費」という。）
- (4) 農業経営者が農作業を実施する際の熱中症対策に係る経費（以下「熱中症対策費」という。）

(給付対象者)

第3条 支援金の給付対象者となる者は、次に掲げる全ての要件に該当する農業経営者とする。

- (1) 市内に住所若しくは事業所等を有する農業経営者又は市内農地を主に耕作している農業経営者
- (2) 世帯員の年間農業従事日数の合計が150日以上となる農業経営者
- (3) 市税等（個人市民税、個人県民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。以下同じ。）を滞納していない農業経営者

(不給付要件)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する農業経営者に対して

は、支援金を給付しない。

- (1) この要綱の規定による支援金を受けた農業経営者。ただし、令和6年度にこの要綱の規定による支援金を受けた農業経営者を除く。
- (2) 市から同様の趣旨を有する他の補助金の交付対象者となっている農業経営者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は吉川市暴力団排除活動推進条例（平成24年吉川市条例第19号）第3条第2項に規定する暴力団関係者が関与している農業経営者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む農業経営者
- (5) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体
- (6) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める農業経営者
(対象経費)

第5条 支援金の対象となる経費は、令和7年10月1日から令和8年9月30日までの期間に支払った経費とする。

(支援金の額)

第6条 支援金の額は、前項の経費の額（以下「基準額」という。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 基準額が60,000円以上400,000円未満の場合 40,000円
- (2) 基準額が400,000円以上1,000,000円未満の場合 100,000円
- (3) 基準額が1,000,000円以上の場合 200,000円

(支援金の給付申請)

第7条 支援金の給付を受けようとする農業経営者は、吉川市農業者緊急支援金給付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長が定める期日までに提出しなければならない。

2 申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 市内に住所又は事業所等を有することを証する書類（市内に住所又は事業所等を有する農業経営者に限る。）
- (2) 市内農地を主に耕作していることを証する書類（市外に住所又は事業所等を有する農業経営者に限る。）
- (3) 経費を確認できる書類
- (4) 農産物を販売していることを証する書類
- (5) 世帯員の年間農業従事日数の合計が確認できる書類
- (6) 市税等を完納していることを証する書類
- (7) 振込先口座が確認できる書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(支援金の給付決定)

第8条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、支援金の給付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金の給付の可否を決定したときは、吉川市農業者緊急支援金給付・不給付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により支援金の給付を決定したときは、速やかに支援金を申請者に給付するものとする。

（支援金の給付決定の取消し等）

第9条 市長は、支援金の給付決定を受けた申請者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の給付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第4条各号に掲げる農業経営者に該当すると認めるとき。

(2) 偽りその他不正の手段により支援金の給付決定を受けたと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により、支援金の給付決定を取り消したときは、既に給付した支援金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

3 前項の規定により支援金の返還を求められた農業経営者は、市長が指定する期日までに当該支援金を返還しなければならない。

（報告等）

第10条 市長は、必要があると認めるときは、支援金の給付決定を受けた農業経営者に対して報告させ、又は関係書類その他の物件を提出させることができる。

（帳簿等の整備及び保管）

第11条 支援金の給付を受けた農業経営者は、当該支援金の給付に係る証拠書類を整備しておかななければならない。

2 前項の証拠書類は、支援金の給付を受けた日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年2月20日告示第42号）

この告示は、令和8年3月2日から施行する。